

勸告等措置区分（台風等対策）

徳島小松島港、撫養港、今切港、富岡港、橘港

由岐港、日和佐港、牟岐港、浅川港、穴喰港

「第二体制」の措置内容

- 1 在港船舶及び入港予定船舶は、速やかに安全な場所に避難し、万全の措置をとる。
- 2 コンテナ等の管理者は、台風等による高潮によりコンテナ等が海上に流出しないよう、移動、固縛、その他必要な流出防止措置を講じる。